



公益・正大・誠実

NO.
40

2016 AUGUST

協会ニュース

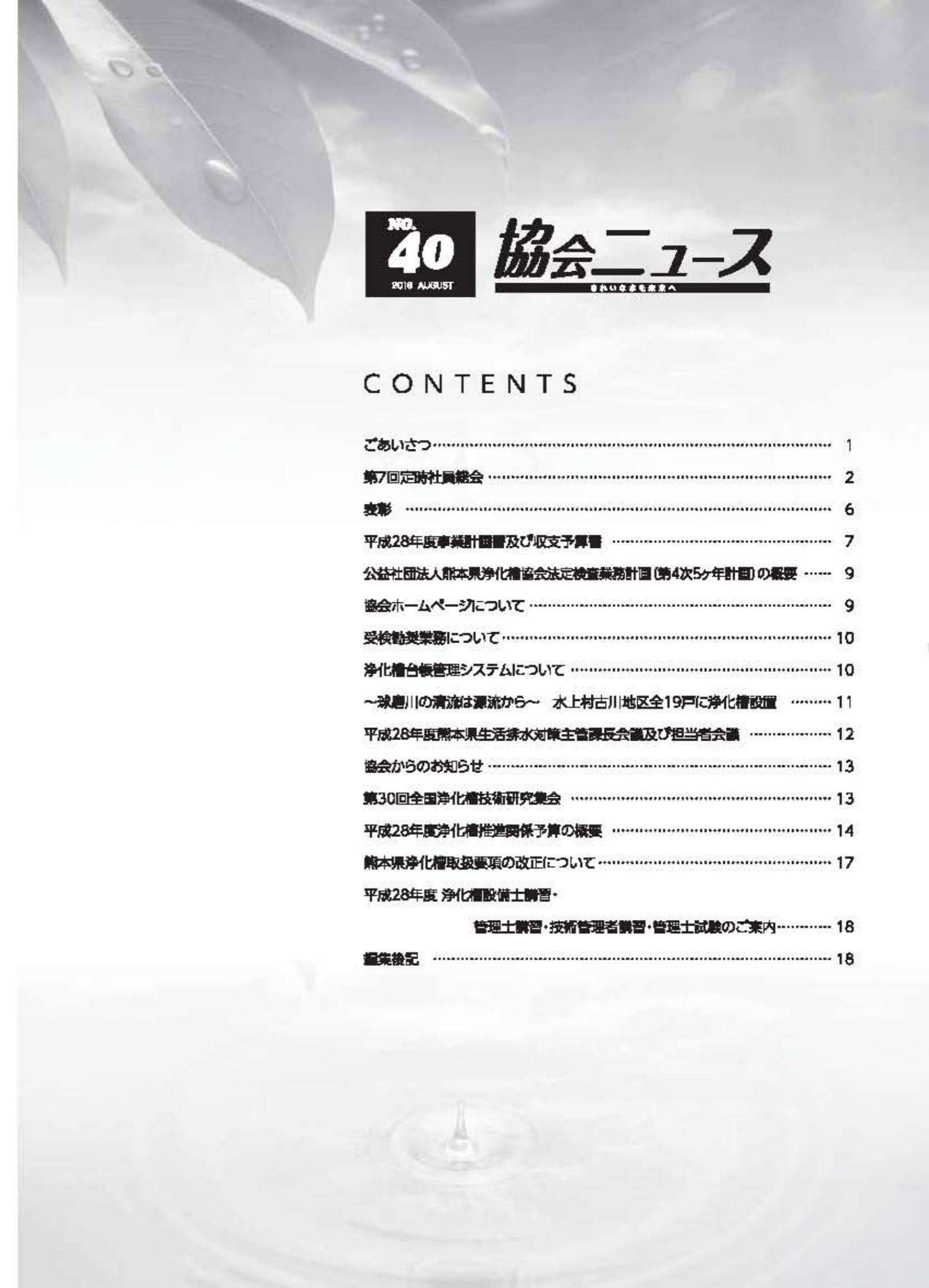
きれいな水を未来へ



水前寺城跡 (平成 28 年 6 月 26 日撮影)

熊本県知事指定検査機関

公益社団法人 熊本県浄化槽協会



CONTENTS

ごあいさつ	1
第7回定期社員総会	2
変更	6
平成28年度事業計画書及び收支予算書	7
公益社団法人熊本県浄化槽協会法定検査業務計画(第4次5ヶ年計画)の概要	9
協会ホームページについて	9
受検勧奨業務について	10
浄化槽台帳管理システムについて	10
~球磨川の清流は源流から~ 水上村古川地区全19戸に浄化槽設置	11
平成28年度熊本県生活排水対策主管課長会議及び担当者会議	12
協会からのお知らせ	13
第30回全国浄化槽技術研究集会	13
平成28年度浄化槽推進関係予算の概要	14
熊本県浄化槽取扱要項の改正について	17
平成28年度 浄化槽設備士講習・管理士講習・技術管理者講習・管理士試験のご案内	18
編集後記	18

熊本県浄化槽取扱要項の改正について

熊本県浄化槽取扱要項が平成28年4月1日付で改正されました。改正内容は以下のとおりです。

熊本県浄化槽取扱要項 新旧対照表

		新			
別記第8号様式中		示			
この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。					
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることはできません。					
1. この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求をすることがあります。	2. この処分の件について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該処分に対する審査があつたことを知った日）の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しを請求することができます。	3. この処分の件について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該処分に対する審査があつたことを知った日）の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の件について（熊本県知事が報告の代著者となります。）発給するごとに、審査請求をして（熊本県知事が報告の代著者となります。）発給するごとに、審査請求することができます。	4. ただし、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該処分に対する審査があつたことを知った日）の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しを請求することができます。		
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）		
別記第1中	別記第1中	別記第1中	別記第1中		
別記第8号様式中	別記第8号様式中	別記第8号様式中	別記第8号様式中		

附則 以上の要項は、平成28年4月1日から施行する。

お知らせ板

平成28年度 浄化槽設備士講習・管理士講習・技術管理者講習・管理士試験のご案内

*受講・認定に関するお問合せ：公益財団法人 日本環境整備教育センター T130-0024 関東都留田原町2-23-3
TEL 03-3635-4880 ホームページ <http://www.jeces.or.jp>

九州開催分

■浄化槽設備士講習

会場	講習期間	受付期間	受付料
福岡	平成28年11月26日(月) ～12月2日(金)	平成28年10月19日(水) ～10月26日(水)	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県福岡市乙女966-2 TEL 092-947-1800
沖縄	平成28年10月24日(月) ～10月26日(金)	平成28年9月5日(月) ～9月16日(金)	公益財団法人 沖縄県環境整備協会 〒901-1202 市原市大字原2013 TEL 098-835-8833

*受講料…1級又は2級技術士試験合格者有する者 *受講料…66,700円(浄化槽管理士専修科目一般会員31,700円)
※受講申請書…受講料は会場の受付窓口より入手してください。

■浄化槽管理士講習

会場	講習期間	受付期間	受付料
福岡	平成28年9月5日(月) ～9月17日(土)	平成28年7月25日(月) ～8月1日(月)	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県福岡市乙女966-2 TEL 092-947-1800
	平成29年2月27日(月) ～3月11日(土)	平成29年1月16日(月) ～1月23日(月)	

*受講資格…学歴、実務経験等の資格要件なし
*受講料…129,700円(浄化槽設備士資格保持者で受講一部免除を認証される方は120,200円)
*受講申請書…受講料は会場の受付窓口より入手してください。

■浄化槽技術管理者講習会

会場	講習期間	受付期間	受付料
福岡	平成29年1月25日(水) ～1月27日(金)	平成28年12月6日(火) ～1月27日(金)	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県福岡市乙女966-2 TEL 092-947-1800

*受講資格…浄化槽管理士であること。 *受講料…49,000円 *受講申請書…受講料は会場の受付窓口より入手してください。

■浄化槽管理士試験

- 試験期日 平成28年10月23日(日)
- 試験地 宮城県、東京都、認知県、大阪府、福岡県
- 受験資格 学歴、経験等の資格要件なし
- 受験申請書提出先 公益財団法人 日本環境整備教育センター
- 受験手数料 20,200円

*受験に関するお問合せ先…公益財団法人日本環境整備教育センター 国際課TEL 03-3635-4881

編集後記

このたびの平成28年熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、甚大な被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申しあげます。

会員の皆様へは安否確認をさせていただいておりますが、ご回答いただいた中には大きな被害を受けられた方も多く、被災された皆様のご心労を思いますと、いまだ完癒する余暉が早く治まることを願うしかありません。

自ら被災されているにも関わらず、余震の続く過酷な状況下で地盤震後から応急復旧活動に奔走しております会員や関係者の皆様には本当に頭の下がる思いです。心より感謝を申し上げます。

協会もキャビネットが倒れるなど被害がありましたですが、幸いにも役職員とともに無事で建物にも大きなダメージはなく、すぐに仕事を再開することができました。

地震後の対応等で心身ともお疲れになっておられる大変な中、5月26日に開催いたしました定時社員総会にご出席いただきました皆様、謹慎権行使等でご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

余震に加えこれから梅雨や台風の季節になります。震災の影響で地盤も震んでおりますから、くれぐれも作業・移動等の安全確保や体調管理には充分ご配慮ください。

総務常任委員会

■発行/公益財団法人熊本県浄化槽協会会長 森田和博 T861-3107 上野城河原町上仲町227番地86(鹿児リバソ内)
☎(096)284-3355 FAX(096)284-3388 <http://jikousou.jp/> フリーダイヤル 0120-158-280

■発行日/平成28年8月5日

<見直し>

○ 単独処理浄化槽の撤去費にかかる要件緩和【個人設置、市町村設置】

単独転換における撤去費用(9万円を上限)について、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に新設する場合であれば助成対象とする。

○ 浄化槽市町村整備推進事業の人槽上限見直し【市町村設置型】

市町村設置型浄化槽について、これまで100人槽までを上限としていたが、人槽上限をなくし、公的施設や集合住宅等の大型浄化槽(101人槽以上)も助成対象とする。

○ 複数戸に1基の浄化槽設置にかかる要件緩和【市町村設置型】

市町村設置型浄化槽について、全戸に個別の浄化槽設置を原則とするが、地形上の理由の有無にかかわらず、個別に設置するよりも複数戸に1基を設置する方が経済的・効率的な場合には、市町村が設置用地を適切に確保することを前提として、複数戸(5戸まで)に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

○ 市町村設置型の基数要件緩和地域の追加【市町村設置型】

半島振興法に基づく半島振興対策実施地域について、市町村設置型の基数要件である「20基以上」を「10基以上」に緩和する。

3. 浄化槽の更なる普及と適正な維持管理確保ための事業

新○ 浄化槽普及戦略策定事業費

25百万円

単独処理浄化槽が相当数現存する中山間地域の汚水処理未普及の早期解消に向け、中山間地域における汚水処理普及シナリオの検討や未普及世帯への実態調査を行った上で、社会情勢や人口動態を踏まえた浄化槽普及戦略の策定を図る。

○ 浄化槽情報基盤整備支援事業費

50百万円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立及び災害対応力の強化に向けて、浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することにより、浄化槽台帳システムの整備推進を図る。

○ し尿処理システム国際普及推進事業費

16百万円

発展途上国におけるし尿処理に関する現状及び課題の把握や、浄化槽等の我が国のし尿処理システムに関する情報を発信するとともに、し尿処理技術の国際展開の方向性や具体化に関する検討、及び発展途上国の行政担当者向けの人材育成を行うなど、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

4. 東日本大震災からの復興支援

<東日本大震災復興交付金として復興計上>

○ 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽(市町村設置型・個人設置型)及び通常型浄化槽(個人設置型)の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る(平成32年度まで継続)

平成28年度浄化槽推進関係予算から創設された「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の性能要件、設置要件につきましては、以下のとおりです。適合機種につきましては、環境省のホームページをご確認ください。

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の創設【個人設置型、市町村設置型】

これまでの低炭素社会対応型浄化槽の省エネ基準を約10%低減するとともに、新たにBOD10mg/L以下の浄化槽や、リン除去型浄化槽の省エネ基準を設定する。この省エネ基準に加え、環境性能(コンパクト化、更に消費電力10%低減、再生プラスチック材使用、又はディスパーザ対応)を満たす「環境配慮型浄化槽」について、以下の設置要件により補助率1/2で実施する。

1. 性能要件

(1) 消費電力基準

① これまでの低炭素社会対応型浄化槽の省エネ基準を約10%低減する。

5人槽	52W以下	→	47W以下
7人槽	74W以下	→	67W以下
10人槽	101W以下	→	92W以下

② BOD10mg/L以下の浄化槽

5人槽	52W以下	→	58W以下
7人槽	74W以下	→	83W以下
10人槽	101W以下	→	113W以下

③ リン除去型の浄化槽

5人槽	52W以下	→	92W以下
7人槽	74W以下	→	100W以下
10人槽	101W以下	→	174W以下

(2) 環境性能(ア～エのいずれかを満たすこと)

ア 浄化槽の消費電力が上記の消費電力基準よりもさらに10%以上低減されていること。

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、以下の積容量の基準を満たすこと。

5人槽	2.2m ³ 以下
7人槽	3.1m ³ 以下
10人槽	4.5m ³ 以下

ウ ディスパーザ対応浄化槽であること

エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} \times 1/2 + \frac{\text{ポストコンシューマ材料}}{\text{プラスチック全重量}} \times 50\% \geq 25\%$$

* 上記の性能要件は全協会の登録に対応する数値を掲載した。

2. 設置要件 (1)又は(2)

(1) 事業実施区域において、環境配慮型浄化槽の年間整備基数のうち、1割以上を単独浄化槽からの転換とするこ。(個人設置型)(市町村設置型)

(2) (事業実施区域において、単独浄化槽の設置割合が40%未満の地域の場合)

地域防災計画等において、防災減災の観点から浄化槽整備を位置づけ、その計画に基づき実施される浄化槽の面的整備、又は地域防災拠点への浄化槽整備を図ること。(市町村設置型)

協会からのお知らせ

おくやみ

森田会長のご尊父様で第4代目会長の森田正二様が平成28年1月18日に85歳でご逝去されました。協会では永きに亘り役員としてお務めいただき、平成8年から12年までの4年間は会長職として大変お世話になりました。ご生前の功績をしのび、謹んで哀悼の意を表します。



入会

平成28年3月23日付 銀城南クリーン(水俣支部)
平成28年3月23日付 早川電気機(人吉支部)
平成28年6月24日付 銀美里環境(宇城支部)

退会

平成28年1月21日付 北野電設(天草支部)
平成28年3月23日付 前トシワ(水俣支部)
平成28年3月31日付 前澤化成工業㈱九州支店福岡営業所(熊本支部)
平成28年3月31日付 美光永商会(熊本支部)

第30回 全国浄化槽技術研究集会

本研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和62年より「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として、毎年開催されています。

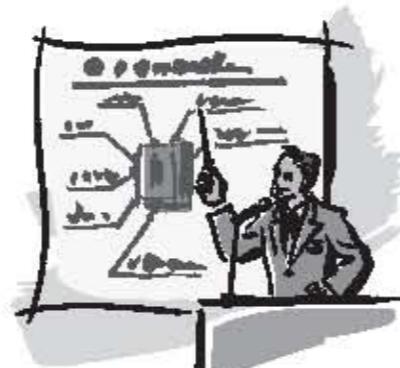
全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽業界関係者が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表およびシンポジウムなどを通じて最新の情報を提供し、意見交換することは、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。

なお、研究発表会では、浄化槽技術に関する計画・設計、施工、保守点検、清掃など、日々の体験、研究等についての発表をしていただき、発表された課題のうちから優秀と認められる課題に対し研究奨励金を贈呈されます。

開催期間 平成28年10月17日(月)

- 1) 式典
- 2) 研究発表会
- 3) 浄化槽検査員研究会
- 4) 第38回浄化槽行政担当者研究会(併催)

開催場所 「東京ピックサイト」東京都江東区有明3-11-1
主 催 公益財団法人 日本環境整備教育センター



平成28年度浄化槽推進関係予算の概要

平成28年3月29日
環境省浄化槽推進室

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、以下の交付金により市町村が実施する浄化槽整備に関する事業に対して国庫助成を行う。

○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

8,421百万円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水循環に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。

[単位:百万円]

	平成27年度 予算額	平成28年度 予算(実)額	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	※(9,024) 8,421	(8,924) 8,421	(98.9) 100.0

*上段()は、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島)計上分を含めた額

上記の他、

○ 地方創生推進交付金(内閣府計上)

1,000億円の内数

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための新型交付金。本交付金の一部は地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等)から再編。(※第190回通常国会において審議中の地域再生法改正案の成立を前提とする。)

2. 助成内容の拡充、見直し

<拡充>

新○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の創設【個人設置型】【市町村設置】

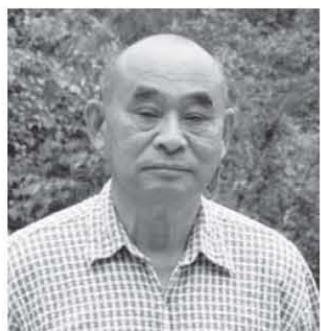
環境配慮型浄化槽(省エネ、コンパクト化、再生材使用など)を推進するとともに、地震に強い浄化槽の特徴を活かした防災・減災まちづくりを重点的に支援する。(助成率1/2) ※これまでの低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業をリニューアル

新○ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業の創設【市町村設置型】

単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約5万基近く残存しているため、市町村設置型の浄化槽整備を行っている市町村がその単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する費用について支援する。(助成率1/3)

～球磨川の清流は源流から～

水上村古川地区全19戸に浄化槽設置

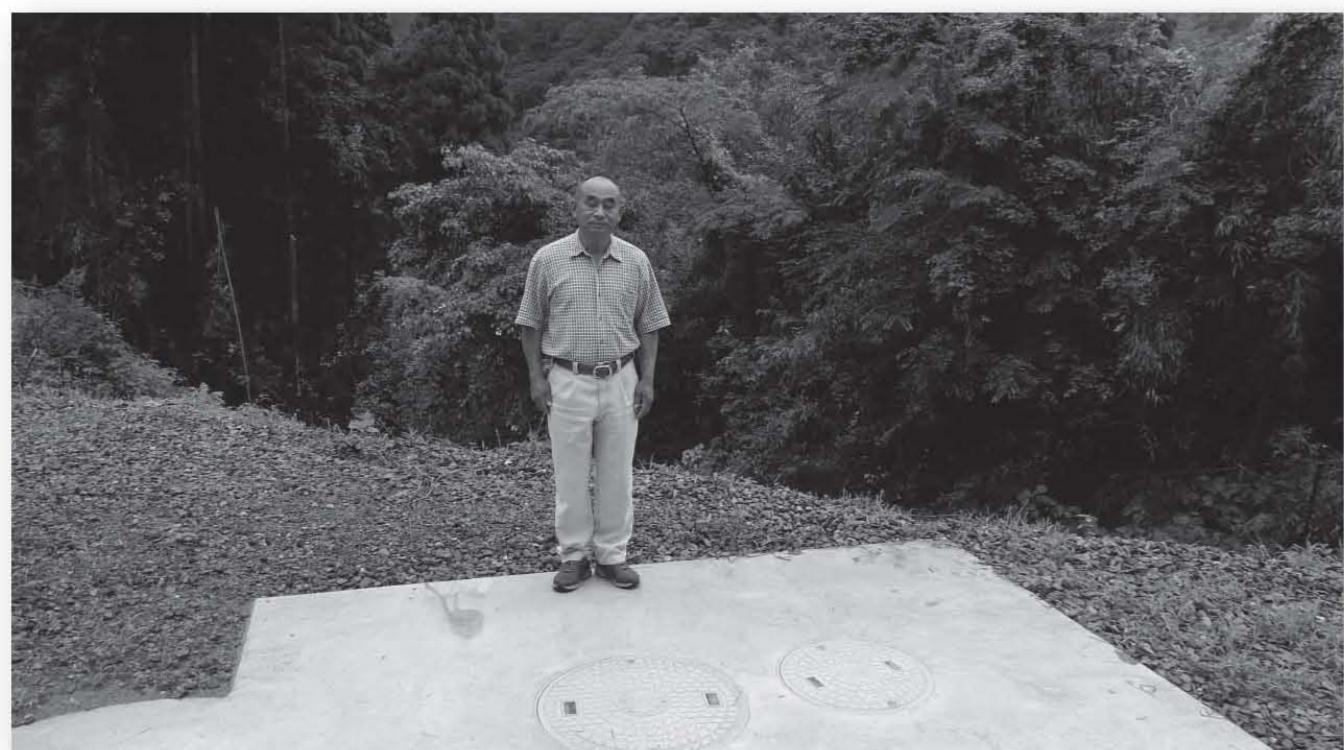


古川区長 右田 政光氏

右田区長のお話

○球磨川の清流を守るために上流(源流)から汚してはいけない、風呂、台所及び洗濯等の生活雑排水をそのまま流してはいけないという水環境保全の強い意識、また、水洗トイレ(ウォシュレット)することできれいで文化的により快適な生活を得るという生活環境の改善の思いから、集落全19戸で浄化槽の設置に取組んだ。

○最初は、今さら浄化槽の工事費等出すことはできない、水道、電気代等お金がかかるし将来に対し不安であるなど、区内の人達から浄化槽の設置に反対する声が多く抵抗があった。



球磨川の清流を守るために源流から汚してはいけないという強い思いから、水上村古川地区において、集落全てとなる19戸一斉に浄化槽が設置されました。設置に尽力された水上村古川地区の区長である右田政光氏から話を伺った。

○区で何回も話し合いを持ち、村の開発基金を活用することで負担を軽減することや、水上村当局にもおいでいただき、水環境、球磨川の清流を守ることの重要性や、設置に関する補助金(国、県、村上乗せ含め5人槽で63万円)及び水上村独自の維持管理費の補助金(下水道との負担の公平性を確保する為、上限3万円)があること等を説明いただき、粘り強く訴える中で全ての人の理解を得た。

○浄化槽を使い始めて「良かった」との反響が凄いです。きれいで衛生的で、トイレも楽な姿勢で用を足すことができ、また、正月など子や孫が多く帰郷した時も、嬉しそうであり、何より区内が活気付いてきました。

平成28年度熊本県生活排水対策主管課長会議及び担当者会議

この会議は、生活排水対策の推進を図ることを目的に、熊本県下水環境課主催で県内市町村の生活水対策主管課長等を対象に毎年実施しております。

今年度は、平成28年7月8日(金) ホテル熊本テルサ(熊本市)において開催され、当日は全体会議104名。第1分科会47名、第2分科会62名の出席があり、協会からは野村法定検査部長が第1分科会(浄化槽)で法定検査の手続きや流れ、受検率向上についての取組み等について説明しました。

会議次第

日 時：平成28年7月8日(金) 13:30～17:30
場 所：ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

<全体会議 13:30～14:20>

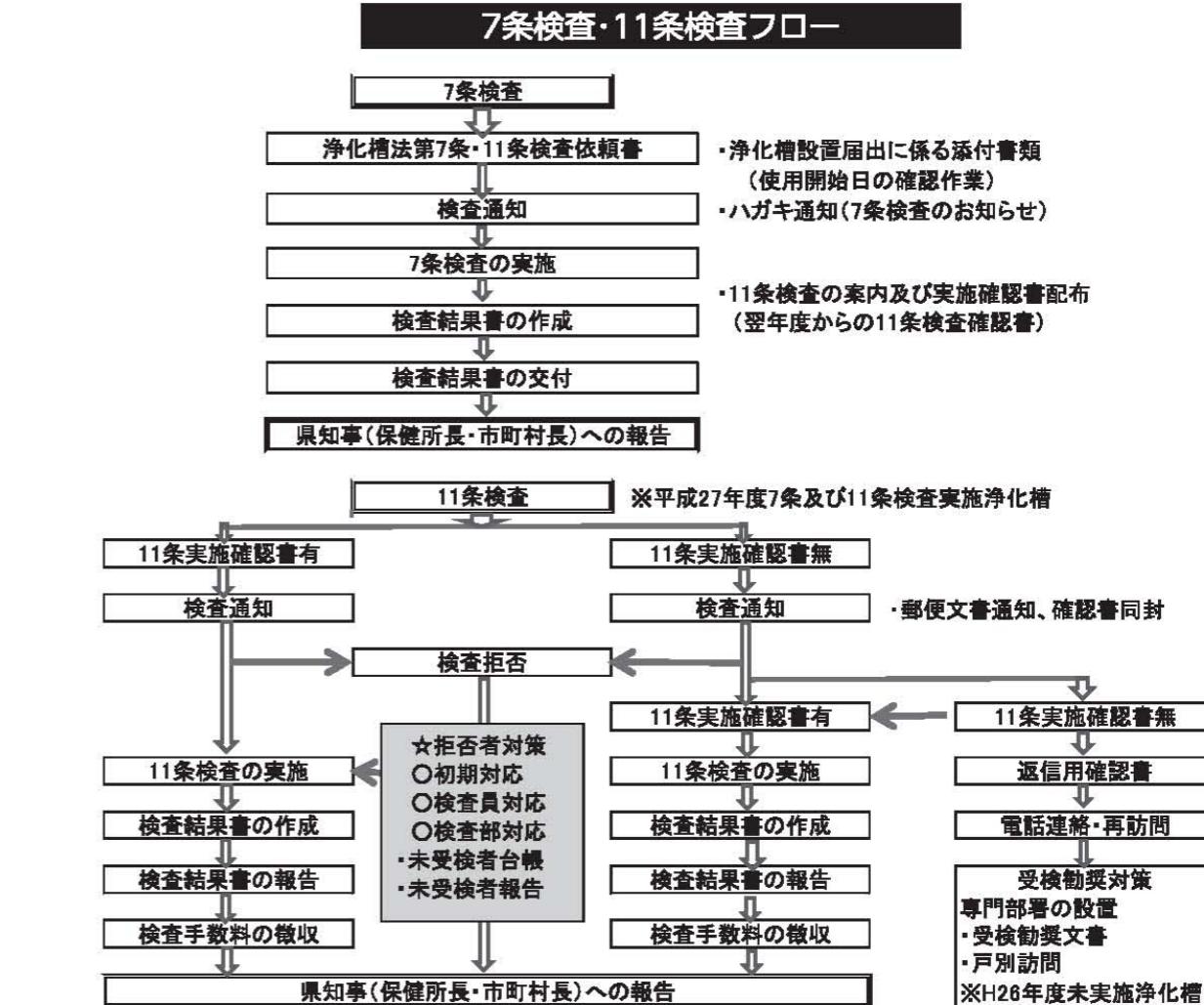
- ・挨拶
- ・平成28年熊本地震について
- ・新くまもと生活排水処理構想の策定について

<<休憩 14:20～14:35(15分)>>

<分科会 14:35～17:00>

- (第1分科会) 浄化槽主管課長及び担当者会議
 - (1) 浄化槽行政の状況について
 - (2) 平成29年度以降の浄化槽整備事業等補助制度について
 - (3) 被害状況の把握及び環境省の調査について
 - (4) 浄化槽の維持管理について(休止等)
 - (5) 法定検査の受検率向上について
 - (6) 質疑応答
- (第2分科会) 下水道及び集落排水主管課長及び担当者会議

法定検査説明資料から抜粋



公益社団法人熊本県浄化槽協会法定検査業務計画(第4次5ヶ年計画)の概要

1 基本方針	1) 法定検査の信頼性の確保 2) 定期検査(11条検査)受検率の向上 3) 「新法定検査システム」の構築等
2 計画期間	1) 平成28年度から平成32年度の5ヵ年(中間年度:平成30年度) 2) 平成30年度に計画の見直し修正
3 数値目標	11条法定検査実施基数 平成28年度87,000基、平成32年度90,500基
4 主な具体的施策	<p>1) 法定検査の信頼性の確保 (1) 全ての浄化槽において、公平、公正に検査を実施する (2) 法定検査に関する意識の向上 (3) 浄化槽の整備計画を踏まえた検査体制等の整備</p> <p>2) 定期検査(11条検査)受検率の向上 (1) 未受検者対策 ①未受検者の把握 ②受検勧奨対策 (2) 「総合啓発計画」に基づく広報啓発活動の推進 ①設置者講習会の開催 ②ホームページ、協会会報、パンフレット及び情報媒体の活用 ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 ④環境イベント等への参加、環境学習等の実施 ⑤浄化槽フォーラム、浄化槽技術講習会等の開催 (3) 維持管理業界との連携 ①「業務協力協定書」一括契約等を活用し、協力体制の構築 ②市町村と連携し、未受検者対策及び浄化槽の適正な普及を図る ③「浄化槽運用指針」の活用を図り、浄化槽に対する信頼性の確保</p> <p>3) 「新法定検査システム」の構築等 (1) 「新法定検査システム」の構築 (2) 申請書類等の効率化 (3) 法定検査の新たな提案「基本検査」</p>
5 評価	1) 毎年、数値目標の達成状況を評価 2) 年度別事業計画の策定、評価

・平成28年3月23日(第5回理事会)法定検査業務計画(第4次5ヶ年計画)の承認

協会ホームページについて

協会ホームページでは、法定検査・浄化槽に関する専門家・BOD検査についての動画をアップしております。大変わかりやすい内容となっておりますので、是非一度ご覧ください。

動画でわかる！
法定検査では何をしているの？

動画でわかる！
浄化槽に関わる専門家について

動画でわかる！
BOD検査についてくわしく知ろう！

***動画について**
熊本県において実施されている浄化槽の法定検査手順を基に作成しております。そのため、浄化槽の種類によっては、検査内容・項目に一部違いがあります。また、説明内容もできるだけ簡素化し、分かりやすい表現にしております。そのため、省略された部分があります。ご理解の上、閲覧ください。

受検勧奨業務について

法第11条検査未受検者の解消を図るために、浄化槽法に基づく権限者(市町村・保健所)と協会が共同で受検勧奨を実施しており、法定検査に対する認知度は高くなっています。平成28年度も浄化槽関係者と連携を図り市町村の広報紙等を活用し、浄化槽管理者義務(法定検査・保守点検・清掃)の周知を行い地域の水環境保全に努めて参ります。

平成27年度の実績は、受検勧奨送数に対し18%程度の回答があり、未受検者の減少を図ることができました。また、下水・廃止・休止等の浄化槽台帳の整備ができました

浄化槽法の抜粋
*定期検査についての勧告及び命令等(法第十二条の二)
《罰則第六十六条の二》

浄化槽法第11条定期検査の受検率向上

○浄化槽関係者が、浄化槽法の目的を理解し、浄化槽の適正な普及に努めること



・浄化槽及び11条検査の周知啓発

イベント、広報誌、ホームページ等

・未受検浄化槽(管理者)の把握と精査

台帳システム、法令に基づく届出等

・受検勧奨等

文書、個別訪問等

浄化槽台帳管理システムについて

「浄化槽台帳管理システム」については、市町村等から協会へ提供される各種届出等の情報を迅速・確実に処理を行い、また、法定検査で確認した廃止等の情報についても行政機関へ報告し、更新の確認を頂き最新の台帳として管理を行っております。

平成28年度も浄化槽法に基づく権限者と連携し、廃止・管理者変更等の情報を確認しながら、浄化槽台帳の適正管理に努めてまいります。

浄化槽法の抜粋

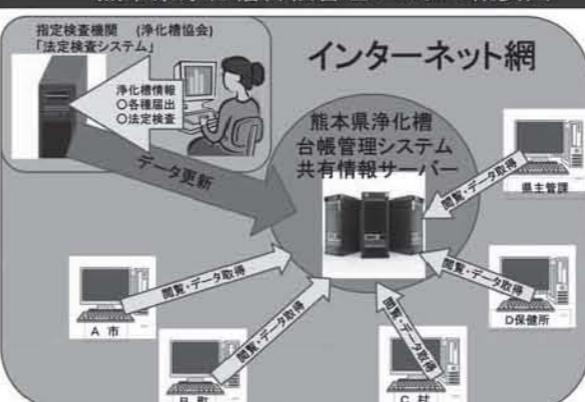
*使用開始報告書(法第十条の二 第一項)

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

*廃止の届出(法第十一条の二)

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

熊本県浄化槽台帳管理システム概要図



浄化槽台帳に係る各種届出の取扱いフロー

※保健所・市町村届出受理データの更新



平成28年度事業計画書及び収支予算書

平成28年3月23日（水）に協会会議室にて行われました第5回理事会において、「平成28年度事業計画書及び収支予算書」が審議され、同日承認を得ました。

承認内容は以下のとおりです。

【平成28年度事業計画】

熊本県における平成26年度末の汚水処理施設整備人口は、1,533千人（汚水処理人口普及率84.7%）、そのうち合併処理浄化槽整備済人口は、258千人（浄化槽人口普及率14.3%）であり、施設未整備人口は、277千人である。

浄化槽の設置状況は、平成26年度末で、合併処理浄化槽75,907基、単独処理浄化槽60,219基、合計136,126基である。

このような中、国においては、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直し」を都道府県に要請し、今後10年程度を目指して汚水処理施設の整備が着実に完了することを目指している。

熊本県では、国の要請を受け、効率的な手法による未普及対策の早期軽減及び持続可能な運営管理を基本方針とする新しい生活排水処理構造の策定を進めている。

浄化槽整備については、これまでどおりくみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、市町村設置型浄化槽の整備も検討し、浄化槽の適正な維持管理の推進、法定検査の受検率向上を図るとしている。

浄化槽整備人口の現状や国・県の施策、今後の人口減少・高齢化及び財政等の社会情勢を踏まえると、施設未整備地区の汚水処理は、浄化槽での整備が最も適しており有効であると考えられ、また、地域の水環境保全を図り、地域での快適な暮らしを確保し、「地方創生」にも大きく寄与するものと期待される。

以上のことから、協会は、公益社団法人として法人設立の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与し、指定検査機関としての浄化槽法上の社会的役割を果たすために、平成28年度も引き続き、法定検査の推進及び浄化槽の普及を図る。

特に、11条検査については、行政・関係業界と連携しながら浄化槽管理者の信頼性を高め、検査における公正・公平性を確保し受検率の向上に努める。

また、効率的な業務の進行のために、情報処理システムの高度化及び整備整備等の検討を行うとともに、人材を育成し、組織力を高め、協会を健全に運営していく。

平成28年度は、以下の事業を実施する。

1 公益目的事業

1) 法定検査事業

(1) 7条検査

① 7条検査目標基準：2,400基

(2) 前受金対策

(2) 11条検査

① 11条検査目標基準：87,000基

② 未収金対策

③ 駐持管理業界との協力体制の構築

④ 未受検者対策

⑤ 無管理・無清掃浄化槽対策

(3) 法定検査関係管理業務

① 法定検査精度管理システムの進行管理

② 浄化槽台帳管理システムの進行管理

③ 新法定検査システムの構築

(4) 協会ホームページの運用及び充実

(5) 会報の発行

(6) 浄化槽技術講習会の開催

2 収益事業等

1) 浄化槽機能保証制度事業

2) 物品等販売事業

3 その他の事業等

1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

4 法人の管理運営に必要な業務等

1) 協会及び理事会並びに各種委員会の開催

2) 職員教育

3) 領彰及び表彰事業

4) 調査研究等

① 会館修繕計画に関する調査研究

② 資産取得等計画に関する調査研究

③ 事務等の効率化に関する調査研究

④ 申請審査の電子化に関する調査研究

2) 法定検査推進事業関連業務

1) 地域住民への普及啓発

① 各種イベントへの参加等

② 水環境保全団体への協賛

③ 法定検査認知度調査

④ 浄化槽普及促進の啓発

(2) 支部が行う法定検査等啓発

① 地域（保健所）別連絡会議の開催

② 各種啓発活動の実施

(3) 浄化槽設置者講習会

平成28年度 収支予算書内訳表

平成28年4月1日 から 平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算合計	公益目的事業会計				収支事業会計				収入合計
		会計 期初残高	会計 期終残高	取 得	使 用	会計 期初残高	会計 期終残高	取 得	使 用	
I 一般正味財産増減の額										
1 通常増減の額										
(1) 会計収益										
受取入会費	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000
会費収入	9,720,000	0	0	0	0	0	0	972,000	0	9,720,000
手数料収入	377,420,000	370,820,000	0	370,820,000	6,500,000	0	150,000	0	0	6,500,000
11条検査申込料	345,380,000	345,380,000	0	345,380,000	0	0	0	0	0	0
7条検査申込料	14,340,000	14,340,000	0	14,340,000	0	0	0	0	0	0
旅費交通手数料	6,800,000	0	0	0	6,800,000	0	0	0	0	6,800,000
旅費宿泊手数料	500,000	500,000	0	500,000	0	0	0	0	0	0
旅費会食手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費車両手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費電話手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費郵便手数料	150,000	0	0	0	150,000	0	0	0	0	150,000
旅費会員登録料	540,000	540,000	0	540,000	0	0	0	0	0	540,000
旅費会員登録料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	150,000	0	0	0	150,000	0	0	0	0	150,000
受取会員料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補収益	30,000	10,000	0	10,000	5,000	0	0	0	0	5,000
通常収益 合計	387,710,000	370,820,000	0	370,820,000	6,553,000	0	150,000	0	0	6,553,000
(2) 会計費用										
旅費費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給与手当	324,537,000	320,572,000	0	320,572,000	1,395,000	0	0	150,000	0	1,545,000
旅費手当	4,300,000	4,200,000	0	4,200,000	0	0	0	0	0	0
旅費見当金	35,270,000	45,490,000	0	45,490,000	416,600	0	0	27,100	0	44,370
旅費見当金	6,358,000	6,198,400	0	6,198,400	34,800	0	0	4,800	0	70,100
会議費	8,033,000	4,486,000	0	4,486,000	50,000	0	0	0	0	50,000
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	5,288,000	5,207,000	0	5,207,000	0	0	0	0	0	0
会議費	250,000	250,000	0	250,000	0	0	0	100	0	100
会議費	21,140,000	20,588,000	0	20,588,000	96,000	0	4,000	0	0	104,000
会議費	3,844,000	3,828,000	0	3,828,000	130,000	0	0	0	0	130,000
会議費	7,184,000	7,184,000	0	7,184,000	0	0	0	0	0	0
会議費	960,000	944,900	0	944,900	5,300	0	0	0	0	5,300
会議費	800,000	800,000	0	800,000	0	0	0	0	0	0
会議費	4,880,000	4,778,000	0	4,778,000	48,000	0	70,000	0	0	118,000
会議費	8,388,000	8,300,000	0	8,300,000	3,000	0	0	0	0	3,000
会議費	5,510,000	5,328,800	0	5,3						

【第3号議案 監査報告承認について】

平成28年5月2日に松本雅樹・村本征秀両監事が平成27年度の協会の業務執行状況及び収入支出その他会計関係書類について監査を行い、適正に執行されており、証拠書類などの保管も良好であったとの監査報告がありました。

【第4号議案 役員選任について】

次の方々が役員に選任されました。（会長・副会長・常務理事は同日開催の理事会で選任）

役名	氏名	部会	支部	事業所	新・再
理事（20名）					
会長	森田 和博	製 施	熊 本	(株) 森田設備	再 任
副会長	田 中 栄一	製 施	山 鹿	(資) とらや商会	再 任
副会長	岡 村 謙一	維 持	宇 城	(株) オカムラ	再 任
理 事	甲 斐 秀人	製 施	熊 本	フジクリーン工業(株) 熊本営業所	再 任
理 事	成 瀬 徳晃	製 施	御 船	(有) 成瀬でんき	再 任
理 事	大 谷 啓之	維 持	御 船	(有) 大谷清掃公社	再 任
理 事	赤 星 良和	維 持	熊 本	(有) 熊本日化サービス	新 任
理 事	内 田 幸一郎	維 持	熊 本	(有) 旭清掃社	再 任
理 事	松 岡 修	維 持	熊 本	(株) 松岡清掃公社	再 任
理 事	渡 邊 祐二	製 施	有 明	(有) 前田設備工業	再 任
理 事	武 田 正巳	維 持	有 明	(有) 玉名北部環境	再 任
理 事	本 藤 徹	製 施	菊 池	(有) 本藤設備	新 任
理 事	東 田 慎一	製 施	宇 城	(有) 大東工業	再 任
理 事	木 村 俊介	製 施	八 代	(有) 三幸設備工業	再 任
理 事	田 岡 洋助	製 施	人 吉	(有) 田岡水道設備	再 任
理 事	犬 童 英昭	維 持	人 吉	(有) 球磨衛生設備管理公社	新 任
理 事	山 下 龍二	製 施	天 草	(有) 山下総合設備	再 任
理 事	高 倉 圭一	維 持	天 草	綜合環境保全(有)	再 任
理 事	古 川 剛	維 持	天 草	(有) 牛深環境整備センター	再 任
常務理事	藤 本 和彦	-	-	(公社) 熊本県浄化槽協会	再 任
監事（3名）					
監 事	村 本 征秀	製 施	阿 蘇	(有) 村本設備工業	再 任
監 事	村 上 隆二	製 施	水 保	(有) 村上電気水道設備	新 任
監 事	松 本 雅樹	維 持	宇 城	(有) 新和	再 任

*維持:維持管理部会 *製施:製造・施工部会

任期満了に伴い次の方々がご退任となりました。

前会長	島 田 好 久 様	(有)水保浄化槽管理センター	水保支部	維持管理部会
前副会長	内 野 静 子 様	(有)アクアサービス	熊本支部	維持管理部会
前理事	土 本 勝 洋 様	(有)クドウ工業	菊池支部	製造・施工部会

表 彰

熊本地震の発生により本年度の式典が中止となりましたので、本紙面により各表彰をご披露致します。受賞された方々には賞状及び記念品を授与致しました。（敬称略・順不同）

《環境大臣表彰受賞者への顕彰》

内 野 静 子 様	(有)アクアサービス	熊本支部
渡 邊 祐 二 様	(有)前田設備工業	有明支部
杉 浦 廉 司 様	(株)協働社	熊本支部

《県知事表彰受賞者への顕彰》

吉 村 俊 彦 様	旭電業(株)	熊本支部
清 田 芳 宏 様	(有)植木環境保全	熊本支部
小 原 英 徳 様	(有)岩野石油	山鹿支部
中 野 利 男 様	中野衛生(有)	菊池支部
前 田 尚 八 様	(株)前田鉄工所	水俣支部
中 尾 洋 一 様	(有)中尾水道	人吉支部

《協会長表彰》

松 村 優 様	(有)玉名衛生協会	有明支部
中 尾 弘 様	(株)ナカオ工業	人吉支部

《検査協力事業所表彰》

松 岡 修 様	(株)松岡清掃公社	熊本支部
那 須 良 介 様	(株)中央環境管理センター	有明支部
澤 辺 逸 雄 様	(有)甲佐衛生社	御船支部
綿 田 一 角 様	(株)八代美研	八代支部
鈴 木 竜 二 様	(株)熊本メンテナンス	天草支部
武 林 公 久 様	(有)苔北浄化槽管理センター	天草支部



【第1号議案 平成27年度事業報告承認について】

公益社団法人熊本県净化槽協会は、公益社団法人であるとともに熊本県知事指定検査機関としての社会的責務を自覚し、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を目的に、公益目的事業である法定検査事業の推進及び净化槽の設置促進並びに維持管理の適正化等に努めてきた。

法定検査については、净化槽管理者の信頼を得るとともに受検率の向上に努めた。未受検者については、県、市町村及び関係業界と連携し、文書及び戸別訪問等の受検勧奨を行うとともに、法定検査の結果報告と併せて未受検者への所要の指導を要請する等、未受検者対策に取組んだ。

法定検査関連業務については、総合啓発計画に基づき、支部においての新聞掲載や水環境保全美化活動を行うとともに、各種環境イベントへの積極的な参加や、「净化槽技術講習会」・「净化槽フォーラム・熊本」を開催した。また、「生活排水対策の実施状況」や「無管理・無清掃净化槽及び法定検査の未受検者に対する指導」等について意見交換を行なうために、地域（保健所）別連絡会議を開催した。

净化槽の普及促進及び公共用水域の水質保全を目的に、単独処理净化槽から合併処理净化槽への転換助成事業を行なった。

協会運営に当たっては、理事会、各委員会等を適宜開催するとともに、人材育成を図るために、役員による研修の実施や検査員研修会等に参加する等、法人の健全運営に努めた。

平成27年度における主な事業は以下のとおりである。

1 公益目的事業

1) 法定検査事業

(1) 7条検査

① 7条検査の実施状況

2,487基（前年度2,707基）

② 前受金対策

(2) 11条検査

① 11条検査の実施状況

86,900基（前年度83,929基61.1%）

② 未収金対策

③ 維持管理業界との協力体制の構築

④ 未受検者対策

⑤ 無管理・無清掃净化槽対策

(3) 法定検査関係管理業務

① 法定検査精度管理システムの進行管理

② 净化槽台帳管理システムの進行管理

○行政機関より受けた各種届出情報（4,875件）

設置届2,018件/設置届取下書20件/事項変更

届出書133件/廃止届出書908件/使用開始報

告書1,366件/管理者変更報告書291件/休止

44件/その他95件

○法定検査で確認した情報（624件）

廃止149件/管理者変更等475件

③ 新法定検査システムの構築

④ 第4次法定検査業務計画の策定

2) 法定検査推進事業関連業務

(1) 地域住民への普及啓発

① 各種イベントへの参加等

② 水環境保全団体への協賛

③ 法定検査認知度調査

(2) 支部が行う法定検査等啓発

① 地域（保健所）別連絡会議の開催

② 各種啓発活動の実施

(3) 净化槽設置者講習会

(4) 協会ホームページの運用及び充実

(5) 協会会報等の発行

(6) 净化槽技術講習会

2 収益事業等

1) 净化槽機能保証制度事業

2) 物品等販売事業

3 その他の事業

1) 単独処理净化槽から合併処理净化槽への転換助成事業

4 法人の管理運営に必要な業務等

1) 協会及び理事会並びに各種委員会の開催

2) 職員教育

① 職員研修

② 検査員等の技術研修

3) 領彰及び表彰

(1) 環境大臣表彰（平成27年10月1日）

(2) 熊本県知事表彰（平成28年2月8日）

(3) 当協会表彰（平成27年5月26日）

ア) 協会長表彰

イ) 検査協力事業所表彰（平成27年5月26日）

ウ) 永年勤続

4) 調査研究等

① 会員の増加に関する調査研究

② 新工法に関する調査研究

③ 申請書類の電子化に関する調査研究

④ 净化槽の普及促進の啓発

【第2号議案 平成27年度決算報告承認について】

正味財産増減計算書内訳表

（平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで）

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	当年度会計	
	期初残高	共通	小計	繰入金額	物品販売	販売助成	共通	小計			
I 一般正味財産増減の算定											
1. 繰帯損益の算定											
(1) 繰帯収益											
受取入会金											
受取会費											
正会員受取会費											
事務会費											
1.1 会員登録料	343,337,900	0	343,337,900	0	0	0	0	0	0	343,337,900	
7.会員登録料	25,409,600	0	25,409,600	0	0	0	0	0	0	25,409,600	
税額控除手数料	0	0	0	7,186,300	0	0	0	0	0	7,186,300	
税額控除登録料	545,400	0	545,400	0	0	0	0	0	0	545,400	
物品販売手数料	0	0	0	314,040	0	0	0	0	0	314,040	
事務費手数料	631,050	0	631,050	0	0	0	0	0	0	631,050	
手数料収益	396,584,100	0	396,584,100	7,186,300	314,040	0	0	7,500,540	0	377,134,900	
受取利息	0	0	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000	
受取会員料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
手数料受取料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
現金利息	9,656	0	9,656	3,300	0	0	0	5,208	0	19,664	
雑収益	50,100	0	50,100	0	0	0	0	0	0	50,100	
雑取扱料	50,000	0	50,000	3,200	0	0	0	3,200	0	50,000	
総収益合計	396,584,100	0	396,584,100	7,186,300	314,040	0	8,528,740	9,291,540	387,604,360		
(2) 繰常費用											
会員料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会員登録料	186,199,740	0	186,199,740	2,384,081	0	203,437	0	2,384,081	0	183,715,359	
会員登録料	4,442,245	0	4,442,245	0	0	0	0	0	0	4,442,245	
会員登録料	31,881,780	0	31,881,780	220,808	0	34,085	0	414,972	348,943	32,643,636	
会員登録料	5,986,113	0	5,986,113	72,846	0	6,533	0	78,487	58,428	6,132,000	
会員登録料	4,006,000	0	4,006,000	0	0	0	0	0	1,011,000	5,017,000	
会員登録料	7,848,270	0	7,848,270	0	0	0	0	0	10,700	7,848,270	
会員登録料	116,834	0	116,834	100	0	0	0	0	0	116,834	
会員登録料	18,584,523	0	18,584,523	90,980	7,428	3,600	0	105,976	104,103	19,192,404	
会員登録料	2,494,737	0	2,494,737	6,821	0	0	0	0	6,821	2,494,737	
会員登録料	6,346,000	0	6,346,000	0	0	0	0	0	0	6,346,000	
会員登録料	316,572	0	316,572	302	0	0	0	0	0	317,738	
会員登録料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会員登録料	4,082,825	0	4,082,825	17,712	113,800	0	0	0	131,312	186,588	4,419,528
会員登録料	5,417,379	0	5,417,379	3,000	0	0	0	0	3,000	5,423,379	
会員登録料	3,301,928	0	3,301,928	180,976	0	0	0	0	0	180,976	
会員登録料	13,386,318	0	13,386,318	14,800	288	5,041	0</				



ごあいさつ

平成28年5月26日(木)に開催いたしました第7回定時社員総会におきまして会長の職を仰せつかりました森田和博と申します。

このたびの4月14日に端を発する熊本地震により犠牲となられました方々とご遺族に対し深くお悔やみを申しあげます。また、被災され今なお不自由な生活を余儀なくされている皆様にお見舞いを申しあげますとともに一刻も早い復旧復興を祈念いたします。

多くの協会会員や公的機関等関係者の方々には地震発生時から昼夜を問わずライフラインの復旧等にご尽力いただきており、ここに敬意を表しますとともに心より感謝を申しあげます。

地震に加えこれからは猛暑や台風の時期となりますのでお身体と安全に充分注意されながら作業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

いまだに続く余震の中開催いたしました「第7回定時社員総会」では、そのような大変な状況にもかかわらずたくさんの会員の皆様にご出席をいただきました。本当に有難うございました。また、書面による議決権行使等によりご参加いただきました会員各位に改めまして御礼申しあげます。お蔭様で無事開催することが出来、全ての議案にご承認いただくことが出来ましたことをここにご報告申しあげます。

私ども熊本県浄化槽協会は、浄化槽の製造・施工・維持管理を行う業者で構成されております。それぞれの専門分野が集まり、意見を出し合い、また、「浄化槽技術講習会」等で技術力の向上を図りながら浄化槽関係業界と協会が共に発展していくようこれからも協会役職員一丸となり取り組んで参りますので皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

公益社団法人熊本県浄化槽協会
会長 森田 和博

第7回定時社員総会

平成28年5月26日(木)、ホテル日航熊本におきまして、第7回定時社員総会を開催いたしました。

総会は、島田会長の挨拶のあと田中理事を議長に選出し、各議案が慎重に審議され全ての議案が承認可決されました。

議案

第1号議案 平成27年度事業報告承認について

第2号議案 平成27年度決算報告承認について

第3号議案 監査報告承認について

第4号議案 役員選任について



第七回定時社員総会 会長挨拶 要旨

4月14日、16日に発生いたしました熊本地震では多くの方々が亡くなられ、家屋の倒壊や水道管の破損など大きな被害が出ており、近年稀に見る痛ましい災害となりました。

被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私ども浄化槽協会は、浄化槽の製造・施工・維持管理を行う事業者で構成されており、それぞれの分野において与えられた役割を、責任をもって果たすことが重要だと考えております。

会員の皆様に協会会員としての意義を感じて頂き協会が健全に発展するためには、受検率の更なる向上と行政機関や地域の住民から信頼され認知されることが重要であると考え、会員の皆様の技術力向上を目的とした「浄化槽技術講習会」を昨年に引き続き開催いたしました。

また、本年度で5年目となります「転換助成事業」は、会員の皆様の会費を財源に平成27年度までに123件の助成を行いました。

法定検査の平成27年度の実績は受検率が66%を超え、着実な成果を示しております。

この他にも、連絡会議の開催や総合啓発事業など多くの事業に取り組んでおり、一定の成果をご報告出来るものと思っております。

私は、このような取り組みを一つ一つ地道に積み重ねていくことにより浄化槽への評価が再度高まり、協会に対する見方が変わることで会員の皆様の評価に繋がるのではないかと考えております。

今後も役員・支部長を中心により良い協会とすべく、皆様方から活発なご意見を頂き、十分に協議検討し、進め頂ければと思っております。

公益社団法人熊本県浄化槽協会 会長 島田好久